

第37回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年6月29日（火）
9時26分から10時55分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・0名
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:26	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第37回日南市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に17番杉本昭二委員、18番山元陸愛委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	局 長	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いします。 総会資料 3 ページ、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請につきまして、受付番号 7 番、権利の種類「使用貸借権」を「賃借権」に修正していただくようお願いいたします。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました 5 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 4 件で、受付番号 1 番、4 番、5 番は経営規模拡大のため、受付番号 2 番は経営移譲のためとなっております。賃借権設定が 1 件で、受付番号 3 番は経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事への申請がありました 4 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号 1 番、3 番は植林のため、受付番号 2 番は倉庫兼資材置場用地のため、受付番号 4 番は農家住宅のためとなっております。 次に議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事への申請がありました 10 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 9 件で、受付番号 1 番から 6 番は植林のため、受付番号 8 番は造園用堆肥置場用地のため、受付番号 9 番と 10 番は

	局 長	農業用施設用地のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号7番は、資機材置場用地の一時転用のためとなっております。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、10件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が3件、更新の利用権設定が2件、所有権移転が4件、中間管理権設定が1件となっております。 次に、議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願いのありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
9:34	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。

議 長	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。まず、受付番号 1 番についてですが、坂本委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。（坂本委員退席）
議 長	それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番について説明します。申請地は酒谷の種子田地区です。飢肥より 5 分程酒谷方面に向い、旧国道と現国道の間の高台にある畑です。譲受人の所有する畑の隣になります。譲渡人は、高齢で市街在住のため手放したいとのことでした。譲受人は、当農地で杉の苗や露地野菜を作りたいとのこと。問題ないと判断しました。ご審議お願いします。以上です。
議 長	ただ今の報告について質問はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、議案第 1 号受付番号 1 番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号受付番号 1 番は原案どおり許可することに決定しました。ここで、坂本委員の退席を解きます。（坂本委員 着席）
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、11 番木佐貫です。受付番号 2 番について説明します。6 月 22 日、電話連絡し 23 日に譲渡人立会いのもと現地調査しました。譲受人とは親子関係になります。申請地は、県道北郷高岡線から北郷温泉に入る道路のひとつ宮崎寄りの道路を右折し 500m 程行った所です。譲渡人は肉用牛の生産をしていますが、高齢のため後継者に経営を譲ることになりました。譲受人は現在パート勤務をしながら両親の手伝いをしています。調査結果、問題ないと思います。ご審議お願いします。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	倉 岡	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の倉岡です。受付番号 3 番について説明します。借受人は、北郷で農業参入している農業法人です。貸付人とは電話にて確認を取り、借受人立会いのもと 6 月 22 日現地調査しました。賃借期間は 5 年で、申請地は、北郷インターチェンジから 500m 日南側に行った所です。現在まで、いちご農園として別の方が使用されていましたが、その方が移転されるとのことで、その施設の一部を借用し、ズッキーニを生産されるとのことです。他の農地に影響もなく、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 4 番について説明します。6 月 26 日、譲受人に連絡し、現地確認しました。申請地は、潟上小学校より 3km 串間方面に進み、右手に 300m 入った所のマンゴーハウスです。譲渡人は離農されており、財産整理のため今回の申請となりました。譲受人はマンゴーハウスをされています。特に問題はないと思います。 次に、受付番号 5 番について説明します。6 月 26 日、譲受人と譲渡人と現地確認しました。申請地は、潟上上地区の笹之久保集落です。県道から市木の郡司部に抜ける農免道路を市木方面に約 800m 行った右側に面した水田 6 筆です。譲受人は、譲渡人の孫にあたり、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号 1 番を除く議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、受付番号 1 番を除く議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。

10:19	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 4 件の審議をお願いします。はじめに、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、1 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。6 月 23 日、代理人である行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請人は高齢のため、電話にて確認しました。申請地は、飢肥楠原川辺ケ野橋より塚田方面へ広域農道を約 2 km 進んだ左側の道路沿いの畑です。以前は畑として利用していましたが、相続後放置されていたため杉を植林、農地転用の知識がなく現在に至ったとのこと。周囲は山林化しており、農地は無く、始末書も添付されており許可は妥当と判断しました。また、3,000 m ² を超える案件ですので後日県の現地確認調査があります。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (陸)	はい、18 番山元です。受付番号 2 番について説明します。6 月 25 日、聞き取り現地調査しました。申請地は、桜ヶ丘地区の酒造会社の裏になります。今年 2 月の総会で 5 条申請された場所の隣で、地目は田、現況は雑種地です。平成 10 年頃残土で埋め立てし、その後放置され、平成 15 年頃に申請者が事業を営む土木解体工事業の資材置き場として利用していました。2 月の時点で無断転用を指摘され、本申請となりました。前回申請時には、各関係機関との協議が不十分であり申請を取り下げましたが、その後関係機関との協議を行い、占用許可等の手続きをし、通行を認めるという承諾を得られましたので、再申請となりました。周囲は住宅地で農地に影響を及ぼすことはありません。許可は妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号 3 番について説明します。6 月 26 日、本人に聞き取り現地調査しました。申請地は下隈谷地区の山王神社から 1.5 km 登った山頂付近です。昨年 9 月に叔母より譲受け現地を確認したところ、畑に植林されていることが判ったため、今回始末書を添付し申請することにな

10:25	田 端	りました。周囲は雑木林や杉山で、農地に影響を及ぼすことはありません。許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、11 番木佐貫です。受付番号 4 番について説明します。6 月 22 日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は、県道日南高岡線を宮崎に向かって北郷町大藤信号を右折し、約 200m の建設会社隣の田です。申請人は、両親と農業を営んでおり、たばこ、食用加工米や W C S 用稲、冬場はスイトピーを栽培する大規模農家です。結婚して所帯が別となり作業の管理が不便になってきて申請地に住居を建てることとなりました。2,350 m ² の土地のうち 985.5 m ² を分筆予定です。雨水は排水溝に流し、生活排水、汚水は公共下水道に流します。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 10 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。6 月 23 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。3,000 m ² を超える案件です。申請地は、酒谷 1 区種子田地区で、国道 222 号線から県道 54 号に入り約 300m 進んだ所にあります。地区別農地パトロールで数回現地調査している経緯があり、今回ようやく話がまとまったようです。譲受人はクヌギを栽培しており、今後はクヌギを植林し適正管理していくとのこと。周りに影響を与える農地はありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。

	会 長	続きまして、受付番号 2 番から 4 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 2 番から 4 番について説明します。まず、受付番号 2 番について説明します。申請地は白木俣前津留になります。国道 222 号線沿い白木俣林道入り口から 3 km 入った林道の左下になります。6 月 26 日に現地確認しました。許可が必要だと知らなかった親族が杉を植林したとのことです。土地を売却する際に、地目が畑であることが判明し、今回の申請となりました。譲受人は、今後杉を植林し適切な森林管理をしていくとのことです。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されております。問題ないと判断しました。なお、この案件は 3,000 m²を超える案件ですので、後日県の現地確認があります。 次に、受付番号 3 番について説明します。申請地は受付番号 2 番と同じ場所です。6 月 26 日に譲受人と現地確認しました。譲渡人には 6 月 26 日電話にて確認しました。父が、許可が必要だと知らずに杉を植林し、土地を売却する際に地目が畑であることが判明し今回の申請となったとのことです。譲受人は、今後杉を植林し適切な森林管理をしていくとのことです。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されております。問題ないと判断しました。 続いて、受付番号 4 番について説明します。申請地は大谷上です。国道 222 号線を都城に向かい、市道大谷線入口から約 3 km 入った谷川沿いになります。6 月 28 日に譲渡人に電話にて確認を取りました。両親が、杉を植え農地転用の手続きをせず、山林として利用していたとのことです。地目変更の際に無断転用が判明し、今回の申請となりました。譲受人とは 6 月 29 日に現地確認しました。今後は、定期的に除草を行い、適切な森林管理をしていくとのことです。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されております。問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号 5 番について説明します。6 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は西弁分の鉄工所

田 端	の道路を挟んで反対側の太陽光パネルの近くです。土地を売却する際に地目が畑であることが判明し、今回の申請となりました。現在、杉は切っておりますが、今後植林し適切な森林管理をしていくとのことです。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されております。問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
日 高	はい、14 番日高です。受付番号 6 番について説明します。6 月 26 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田小学校の東側に面した所で、小学校と譲受人の自宅の間に位置します。申請地のほとんどは竹やぶで、整地をして杉を植林し、適正に管理していくとのことです。申請地の周りは住宅と小学校敷地です。本日の地区別審査で、今回は保留とし、農地パトロールで再調査することになりましたので報告します。以上です。
議 長	保留ということですが、県に保留で送付することはできないと思います。取下げか許可不相当になるかと思います。
日 高	取下げにします。
議 長	事務局お願いします。
事務局	はい。転用については許可不相当という意見書を付して県に送付することになると思います。取下げは、その後の処理であります。県の判断は、農業委員会が不相当ということであれば、それなりの処置をしてくださいという決定になると思います。
議 長	それでは、6 番については、許可不相当ということで取下げすることによってよろしいでしょうか。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、私の方から報告いたします。
議 長	受付番号 7 番について説明します。賃借人の現場代理人から相談を受けた案件です。申請人は、谷之口研修所入り口から J R 日南線谷

議 長	之口駅付近までの国道 220 号線の舗装打ち換え修繕工事を約 500m 行うために、重機等を含めた車両駐車場として利用するものです。申請地は、谷之口研修所の入り口で国道 220 号線に接しており、保全管理されている農地です。申請地は、工事期間に一時転用する申請です。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 8 番について説明します。6 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話で確認し、現地調査しました。申請地は、潟上神社から市木方面に抜ける市道を約 300m 進み左手の保全道を約 800m 登った所の右側の農地です。譲受人は、造園業を営んでおり県道等の草刈り後の雑草等を堆肥化しています。今回、売買が成立し登記申請したところ、無断転用が判明したため本申請となりました。周囲は、山林化しており人家ありません。始末書も添付されております。特に問題はなく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 9 番、10 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 9 番、10 番について関連がありますので一緒に説明します。譲受人が同じ方で、譲渡人は親子です。6 月 27 日、譲渡人、譲受人に連絡し、現地調査しました。申請地は、国道 220 号線沿いの下講地区の製材業者から西に 800m 進み、ふるさと農道から 800m 行ったところです。3,000 m²を超える案件ですので県の現地確認調査があり事務局が対応しました。なお、農地転用を知らずに鶏舎を建ててしまい、今回名義変更するにあたり農地であったことが判明したとのことで、始末書も添付されております。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10:42	議 長	では、議案第3号について、受付番号6番については許可不相当、その他については許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は、受付番号6番については許可不相当、その他については許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号農用地利用集積計画について10件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。6月26日、現地調査しました。申請地は、今町から板敷の方へ約2km入った寺ノ尾地区です。市道の脇の水田地帯の一画になります。もともと他の方に貸して水稻を作っていましたが、その方が離農されたため今回借受人の変更となりました。借受人は、和牛20頭余りを経営されていますので、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続いて、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、16番谷元です。受付番号2番について、説明します。6月24日に現地確認しました。申請地は、坂元地区の昼野の橋を渡った先の一直線の道路に隣接する農地です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続いて、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利利用最適化推進委員の倉元です。受付番号3番について、説明します。6月26日に借受人に連絡し現地確認しました。申請地は、国道220号線沿いのドライブインから北に100mの所に3筆、南に400mの所に1筆あります。貸付者と借受者は同じ地区で話し合い、農地を荒らさないためにも農地を耕作すると決まったようです。借受者は飼料作物を耕作するそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続いて、受付番号4番について、担当委員より報告願います。

10:47	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 4 番について、説明します。6 月 26 日に現地確認しました。申請地は、振徳高校とその手前の信号機の間付近の市道の東側です。この案件は、更新で借受人は議案第 4 号、受付番号 1 番と同じ方ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続いて、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号 5 番について説明します。6 月 24 日、貸付者立会いのもと現地確認しました。申請地は、県道日南南郷線、隈谷トンネル下方側 200m を自動車学校側へ約 500m の所です。この案件は、更新ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号 6 番、7 番について担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 6 番、7 番について説明します。6 月 24 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、桜木八重です。日南楠原から北郷に抜ける広域農道の旧市町境のトンネルの上になります。譲渡人は、お茶生産農家で 11 月の総会で数筆所有権移転の承認をいただいています。今回、残地 6 筆の申請となります。受付番号 6 番で譲渡人から宮崎県農業振興公社に、受付番号 7 番で宮崎県農業振興公社から譲受人の農業法人へ譲渡するということです。6 月 1 日に、市役所にて谷元委員立

10:52	木 脇	会いのもと売買の契約を行ったところです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 8 番について説明します。議案第 1 号、受付番号 5 号案件の譲受人と譲渡人が同じです。申請地は、潟上上地区の笹之久保集落です。県道から市木の郡司部に抜ける農免道路を市木方面に約 1 km 進み右折し川沿いに約 300m 入った所の水田です。現在は飼料作物を作っています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 9 番について説明します。6 月 26 日、譲受人、譲渡人に連絡し現地調査しました。申請地は、榎原地区、国道 220 号線沿いの製材業者から南に 500m の所に 2 筆、東に 500m の所に 2 筆、北に 1 km の所に 1 筆あります。譲渡人は経営規模縮小です。譲受人は和牛 200 頭の畜産農家です。今後は飼料作物の耕作をされるということです。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。受付番号 10 番について担当委員より報告願います。

10 : 54	井 上 (英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 10 番について説明します。6 月 22 日、貸付者と現地確認しました。申請地は、大窪茶円公民館から県道 54 号線を串間方面に約 50m 行き、右側の市道を 300m 行った右側の田園地帯です。中間管理機構との契約ですので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	只今、担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 1 番について報告します。6 月 27 日に申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は、旧吉野方小学校より西へ約 2 km の山間部です。周辺は、以前は川に沿って棚田が連なっていたようですが、現在は、ほとんどの田が山林化しております。本件の水田も例外ではなく経営困難になり耕作放棄地になったようです。雑木、竹等が繁茂しています。今後、農地復元が困難であるために、今回の申請となりました。以上のことから、非農地証明は妥当であると思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。

10:55	議長	全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認することに決定しました。
	議長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
	議長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》 終了

第37回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 久光 

署名委員 杉本 昭二 

山元 陸 慶 